

令和7年1月5日
 企業局管理部総務企画課
 043-211-8270
 企業局管理部財務課
 043-211-8547

県営水道の料金引上げについて

本年5月、千葉県水道事業運営審議会に諮問した「今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方」について、同審議会から10月16日に料金引上げ幅18.6パーセントは妥当であることなどを含む答申がありました。

答申内容を踏まえ、県で再度検討した結果、令和8年4月から料金引上げを行うこととし、12月定例県議会に「千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例案」を提案することとしました。

1 条例案の内容

下表のとおり、基本料金と従量料金の額を改める。(平均改定率: 18.6%)

基本料金		(税抜)
口径	現行	改定案
13mm	380円	470円
20mm	890円	1,103円
25mm	1,590円	1,970円
40mm	6,350円	7,866円
50mm	14,400円	17,837円
75mm	33,100円	41,001円
100mm	63,900円	79,153円
150mm	177,600円	219,993円
200mm	360,000円	445,932円
250mm	641,000円	794,007円
300mm	1,027,000円	1,272,145円

従量料金		(税抜)
使用水量	現行 (1m ³ につき)	改定案 (1m ³ につき)
1m ³ から 10m ³ まで	57円	67円
10m ³ を超える 20m ³ まで	150円	175円
20m ³ を超える 40m ³ まで	244円	285円
40m ³ を超える 100m ³ まで	326円	380円
100m ³ を超える 500m ³ まで	404円	471円
500m ³ を超える	441円	514円
(公衆浴場用) 1m ³ から	57円	67円

《施行期日》令和8年4月1日

2 料金引上げによる水道料金の影響額の例

(1か月、税込)

モデルケース (使用口径)	現行 【使用水量例】	改定後 (差額・改定率)
単身(13mm) 	910円 【月8m ³ 】	1,100円 (+190円、+20.9%)
3人家族(20mm) 	3,250円 【月20m ³ 】	3,870円 (+620円、+19.1%)
飲食店等(25mm) 	6,710円 【月30m ³ 】	7,960円 (+1,250円、+18.6%)

※ 上表のモデルケースとその使用水量例は一例であり、
 実際の使用口径や使用水量によって料金は変動します。
 ※ 実際のご請求は2か月に1回です。

(参考) 改定後の水道料金の算出方法

【基本料金+従量料金=水道料金】

例) 口径20mmで1か月に20m³使用した場合

○基本料金: 1,103円

○従量料金: 区分ごとの単価に使用量を乗じて求める

① (1~10m³) 67円 × 10m³ = 670円

② (11~20m³) 175円 × 10m³ = 1,750円

合計 2,420円

○合計: 1,103円 + 2,420円 = 3,523円 (税抜)

3,523円 × 1.1 = 3,875円 (税込)

→ 3,870円 (10円未満切捨)